

ほうゆうショートいなほ 運営規程
(単独型短期入所生活介護事業所)

有限会社 みやび会

ほうゆうショートいなほ 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 みやび会が運営するほうゆうショートいなほ（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（及び指定介護予防短期入所生活介護の事業）（以下、「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者（介護予防にあっては要支援者）に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態及び要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の援助その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なう。

2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、その他保健・医療サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：ほうゆうショート いなほ
- (2) 所在地：長崎県平戸市生月町山田免1655番地6

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護職兼務）
施設長は、老人福祉法・介護保険法その他関係法令の規定に従い、職員を指揮監督して施設の運営管理に従事するとともに、地域社会及び関係機関との連絡調整にあたる。管理者に事故あるときは、あらかじめ管理者が定めた職員がしばらくの間職務を代行する。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施並びに職種間サービス提供上の連絡調整に従事する。
- (3) 医師 1名（非常勤）
医師は、必要に応じて、健康に関する相談やアドバイスを行う。診療や治療は行わない。
- (4) 機能訓練指導員 1名（兼務）
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(5) 介護職員及び看護職員 9名以上

看護職員は、医師の指示に従い常に利用者の健康状態に応じてその看護及び保健衛生に従事する。

介護職員は、利用者の日常生活の援助及び相談に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

(1) 従来型多床室 (10名) (2) 従来型個室 (15名) 合計25名

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させないものとする

(サービスの内容及び利用料)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の負担割合証に準じて費用を負担する。

(1) 生活の援助

- ① 食事の援助
- ② 排せつの援助
- ③ 衣類脱着の援助
- ④ 入浴の援助
- ⑤ 身体の清拭、洗髪

(2) 食事の提供

(3) 機能訓練

(4) 健康管理

(5) 送迎

(6) 相談及び援助

- ① 生活、身上、援助に関する相談、助言
- ② その他必要な相談、助言

(7) その他のサービスの提供

- ① 教養娯楽設備等の整備
- ② レクリエーション、行事等の実施

<指定短期入所生活介護>

短期入所生活介護費

従来型個室要介護 1、2、3、4、5 の区分により算定あり

多床室要介護 1、2、3、4、5 の区分により算定あり

送迎加算あり

看護体制加算あり

処遇改善加算あり

<指定介護予防短期入所生活介護>

併設型・空床利用型介護予防短期入所生活介護費

従来型個室要支援 1、2 の区分により算定あり

多床室要支援 1、2 の区分により算定あり

送迎加算あり

看護体制加算あり

処遇改善加算あり

2 事業所は、前項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、介護保険負担限度額認定証に記載された食費及び滞在費の負担限度額を超えない範囲とする。括弧内は各段階の負担限度額。

(1日あたり)

<従来型多床室>

	第1段階	第2段階	第3段階①	②	第4段階
滞在費	840円 (0円)	840円 (370円)	840円 (370円)	840円 (370円)	840円 (限度なし)
朝食	420円	420円	420円	420円	420円
昼食	555円	555円	555円	555円	555円
夕食	470円 (300円)	470円 (600円)	470円 (1000円)	470円 (1300円)	470円 (限度なし)

<従来型個室>

	第1段階	第2段階	第3段階①	②	第4段階
滞在費	1,171円 (320円)	1,171円 (420円)	1,171円 (820円)	1,171円 (820円)	1,171円 (限度なし)
朝食	420円	420円	420円	420円	420円
昼食	555円	555円	555円	555円	555円
夕食	470円 (300円)	470円 (600円)	470円 (1000円)	470円 (1300円)	470円 (限度なし)

3 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、利用者又はその家族の文書による同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、平戸市、松浦市（離島を除く）の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (3) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (4) その他管理者が定めたこと。

(緊急時の対応方法)

第9条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行なうとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者並びに利用者の家族に連絡を行なうとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償を速やかに行なう。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を、夜間の想定を含めて、年2回以上、定期的を実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(苦情処理)

第12条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

(秘密保持等)

第13条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。なお、管理者は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について周知徹底

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）の実施し、新規採用時には、新規採用職員に対して研修を実施する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第16条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（LINE、テレビ電話装置等の活用可）を定期的（6か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的（年2回以上）に開催し、職員の新規採用時には必ず研修を実施する。

(業務継続計画の作成)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、事業運営に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 みやび会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(法令との関係)

第19条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の定めるところによる。

附則

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年1月1日から施行する。